

●部門別職員数

令和2年4月1日現在

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
一般行政部門	議会	2人	3人	▲1	0
	総務	35人	35人	0	▲1
	税務	10人	10人	0	0
	民生	22人	23人	▲1	1
	衛生	7人	9人	▲2	0
	農林水産	13人	13人	0	0
	商工	5人	5人	0	0
	土木	10人	12人	▲2	▲1
	小計	104人	110人	▲6	▲1
特別行政部門	教育	44人	43人	1	1
	普通会計計	148人	153人	▲5	0
公営企業等会計部門	水道	4人	4人	0	0
	下水道	3人	3人	0	0
	国民健康保険	5人	5人	0	▲1
	介護保険	5人	5人	0	0
	小計	17人	17人	0	▲1
	合計	165人	170人	▲5	▲1

●職員の採用および退職の状況

	一般行政職	技能労務職
採用	7人(7人)	0人(0人)
退職	17人(7人)	0人(0人)

※採用は令和2年度、退職は令和元年度

※()は女性数で、内書き

●再任用職員の状況

	フルタイム	短時間
令和2年度	9人(2人)	0人(0人)
令和元年度	3人(1人)	0人(0人)

※()は女性数で、内書き

●勤務時間の概要(一般事務職)

1週間の勤務時間	38時間45分	
開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	正午~午後1時

●年次有給休暇の取得状況(令和元年度)

平均取得日数	11日
--------	-----

●職員の休業に関する状況(令和元年度)

育児休業	7人(7人)
育児部分休業	1人(1人)

※()は女性数で、内書き

●階級別職員数の状況

令和2年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務	主事・技師等	副主査・副技査等	主査・技査・主任主査・主任技査等	副主幹・主幹等	課長	課長
職員数	30人	23人	57人	37人	8人	1人
構成比	19.23%	14.74%	36.54%	23.72%	5.13%	0.64%

●退職管理の状況(令和元年度)

退職	再就職先				再就職者合計
	特別職	再任用	民間企業など	その他	
17人	0人	6人	3人	1人	10人

●分限および懲戒処分の状況(令和元年度)

分限処分			懲戒処分			
免職	降任	病気休職	免職	停職	減給	戒告
0	0	0	0	0	0	0

●職員の研修の状況(令和元年度)

	区分	受講者数	
庁内研修	職員全体研修	町として緊急の課題に対応するため重点的に取り組む内容を研修する	456人
	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス不調の予防・早期発見、早期対応のための研修	110人
	中堅職員研修	採用8年目以上、概ね30代後半~40代前半の職員を対象としたスキルアップ研修	47人
	女性職員研修	女性職員のスキルアップとこれからの担う役割について意識を高める研修	38人
外部研修	ふくしま自治研修センター研修	専門性や職位の業務のレベルアップを図る研修	50人
	北本市との交流	姉妹都市「北本市」との交流事業のひとつとして人の交流を図る	3人
	そのほか民間研修	職務の専門性を高める研修や実務研修	5人

町職員の給与と職員数の状況をお知らせします

町職員の給与は町の条例で規定されています。その金額などは、民間企業の給与の調査に基づいて出される、国や県の人事委員会の勧告を元に、国やほかの地方公共団体との均衡を考慮し、町議会の審議を経て決定されます。職員の人事運営の状況を、条例に基づき、職員の給与や職員数などの状況を公表します。

なお、詳細は町のホームページで見ることができます。

●人件費の状況（令和元年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和2年3月31日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	前年度人件費率
15,499 人	7,112,426 千円	244,903 千円	1,198,161 千円	17 %	18 %

●職員給与費の状況（令和2年度一般会計予算）

職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B / A
	給料	期末・勤勉手当	その他手当	計 B	
153 人	569,230 千円	227,057 千円	72,141 千円	868,428 千円	5,676 千円

※その他の手当に退職手当は含まない。

●職員の在職年数別・学歴別平均給料月額

令和2年4月1日現在

区分	法定初任給額	採用2年経過後	在職年数7年以上 10年未満	在職年数10年以上 15年未満	在職期間15年以上 20年未満	
			一般 行政職	大学卒	193,100 円	209,000 円
	短大卒	172,700 円	194,800 円	235,500 円	該当者なし	326,400 円
	高校卒	158,400 円	174,200 円	該当者なし		295,500 円

●手当の状況

令和2年4月1日現在

区分	6月期	12月期	合計
期末手当	1.275 月分	1.275 月分	2.55 月分
勤勉手当	0.95 月分	0.95 月分	1.9 月分
手当の種類	支給総額（令和元年度）		職員一人当たりの支給月額 （令和元年度）
扶養手当	20,445 千円		22,717 円
住居手当	5,015 千円		24,584 円
通勤手当	7,372 千円		5,907 円
時間外手当	30,222 千円		14,814 円
寒冷地手当	9,585 千円		11,761 円
退職手当	勤続年数	自己都合	定年
	20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	35 年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1人当たりの平均支給額		17,257 千円	

※退職手当は福島県総合事務組合より支給
1人当たり平均支給額は令和元年度に退職した
職員の平均額

●職員の平均給料月額および平均年齢の状況

令和2年4月1日現在

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
311,688 円	43.3 歳	該当なし	該当なし

●特別職の報酬などの状況

区分	月額	期末手当
給料	町長	557,200 円
	副町長	544,000 円
	教育長	509,000 円
		【令和元年度支給割合】 6月期 12月期 1.5月分 1.6月分

区分	月額	期末手当
報酬	議長	299,000 円
	副議長	242,000 円
	議員	221,000 円
		【令和元年度支給割合】 6月期 12月期 1.5月分 1.6月分

町の部3年連続入賞を目指して…心をひとつに、タスキを未来へつなげ!

第32回 市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会(ふくしま駅伝)

『第32回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会』(略称・ふくしま駅伝)が11月15日(日)に開催されます。今年は、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した上で、県内在住者のみでチームを構成し、例年の16区間から総走行距離を半分程度に減らした9区間で行われます。

会津坂下町チームは、全員で心をひとつに、選手一人ひとりが完全燃焼し「町の部3大会連続入賞」を目指します。

なお、例年であれば大会当日に応援バスを運行していますが、今年は無観客開催となり、スタンドや沿道での応援はないため、応援バスの運行はありませんので、ご了承ください。

なお、テレビやラジオ、インターネットなどでは例年どおり中継を行います。応援をお願いします!



チームナンバーは『33』。
全力で駆け抜ける選手たちを応援しよう!

■練習に励むチームの様子や今年の抱負などを、加藤秀法監督と田代直希キャプテンのお二人に伺いました。

◆加藤秀法監督

新型コロナウイルスの影響で

ふくしま駅伝の開催も危ぶまれましたが、開催が決まり、選手もモチベーション高く練習へ励んでいます。また、今年度チーム運営に携わっている方々、選手のご家族の皆様への感謝の気持ちとともに、町民の皆様へ明るい話題が提供できるようチーム一丸となって大会へ臨みたいと思います。

今年、昨年までふるさと選手としてチームに貢献してくれていた県外在住の大学生・社会人がチームに加われないことや、練習会の開始も9月に入ってからと例年よりも遅い時期からのスタートとなったことなどマイナス要素もありますが、チーム結成以降は田代キャプテンを中心にみんなを掛け合いながら良い雰囲気練習でき

ています。

また、会津坂下町チームが大切にしてきた『一緒に切磋琢磨し、お互いを認め合い、ひとつの目標へ向かう』という原点に立ち返り、昨年以上に厳しい練習も順調にこなしています。

中学生男子も、中体連の駅伝大会で県大会へ出場するなど明るい話題もあります。選手一人ひとりが持つ目標の達成とともに、町部入賞を勝ち取るというチームの目標も達成できるよう努力していきたいと思っています。

11月15日(日) 午前10時スタート

郡山ヒロセ開成山陸上競技場

→福島県庁前

9区間 50.2km

- ラジオ福島で完全生中継
午前9時30分～午後1時30分
- TUFテレビュー福島で前半生中継
午前9時54分～11時30分
※午後0時54分～3時は中継録画
午前9時40分～午後3時15分ライブ配信
- ★ 昨年の成績 タイム 5:38'43"
町の部 第8位 (2年連続入賞)

◆田代直希主将

今年は様々な感染予防対策のもと大会を実施していただけたこと、町の関係者の方々に支えて頂いて練習が出来ること、各選手のご家族や各学校関係者の方々のご理解でまたこうして目標に向かって取り組めることに、心から感謝いたします。

最初に顔合わせをした際、選手は皆こんがり日焼けをして引き締まった表情をしていました。それぞれが限られた時間・限られた場所で、自分にできることをしっかりと取り組んできたように感じ、頼もしく思いました。

ここからはチームとしてもう一段強くなり、会津坂下町チームらしい粘り強い駅伝を町民の皆様にお見せできるよう頑張ります。



会津坂下町チーム選手候補紹介

監督	コーチ	顧問
 加藤 秀法 (青津)	 遠藤 晃 (新開津)	 川村 啓司 (新町)

主将		
 田代 直希 (上町出身) 郡山自衛隊	 大堀 利文 (中開津) 会津坂下町役場	 永山 義信 (袋原) 会津坂下町役場

 田中 啓太 (新町) 会津坂下町役場	 大島 和真 (大上) アルトン工業㈱	 鈴木 翔 (村田) 会津学鳳高3年	 山田 遥希 (東原) 会津農林高3年	 渡辺 乙羽 (上金沢) 会津学鳳高2年	 関口 諒 (長井) 喜多方桐桜高2年	 遠藤 司 (新開津) 坂下中3年
 伊藤 悠人 (茶屋町) 坂下中3年	 玉川 准 (五香) 坂下中3年	 河原田 大樹 (矢ノ目) 坂下中2年	 平野 舞紘 (気多宮) 坂下中2年	 梅村 秋斗 (鉄砲町) 坂下中1年	 新井田 彩乃 (杉) 坂下中1年	 永山 七雛 (柳町) 坂下中1年

コース紹介 (50.2km)



【問い合わせ 教育課 社会文化班 ☎83-3010】

住宅にお困りの方を対象に、町営住宅の入居者を募集します

▼募集住宅の区分 ☆既存空き家住宅 9戸

【募集住宅】

団地名 / 住宅棟	住 所	住宅の構造	タイプ	家賃	学 区
中岩田南団地 7号棟 401号室 (4階)	字中岩田 10 (新町)	平成 17 年度建築 鉄筋コンクリート造 4 階建 エレベーターあり	3DK	23,100 ~ 45,500 円	幼稚園 / 坂下南幼稚園
中岩田南団地 8号棟 102号室 (1階) 8号棟 106号室 (1階) 8号棟 205号室 (2階)		平成 22 年度建築 鉄筋コンクリート造 3 階建 エレベーターあり	2DK	18,900 ~ 37,100 円	
新中岩田団地 1号棟 2262号室 (3階)		昭和 58 年度建築 鉄筋コンクリート造 3 階建 エレベーターなし	3DK	13,900 ~ 27,400 円	
新中岩田団地 2号棟 2272号室 (2階)	昭和 59 年度建築 鉄筋コンクリート造 3 階建 エレベーターなし	14,100 ~ 27,800 円			
新中岩田団地 4号棟 2283号室 (2階)	昭和 60 年度建築 鉄筋コンクリート造 3 階建 エレベーターなし	14,300 ~ 28,200 円			
古町川尻団地 7号棟 162号室 (3階)	字古町川尻 355 (茶屋町)	昭和 55 年度建築 鉄筋コンクリート造 4 階建 エレベーターなし		15,000 ~ 29,500 円	幼稚園 / 坂下東幼稚園
古町川尻団地 8号棟 278号室 (3階)		昭和 56 年度建築 鉄筋コンクリート造 4 階建 エレベーターなし		15,100 ~ 29,700 円	小学校 / 坂下東小学校

【入居要件】

- 中岩田南団地 ・ 駐車場 (1台分) を設置してあります。(月額 2,500円)
・ 浴槽・給湯器等の別途リース料がかかります。(月額 1,650円)
・ 原則単身者のみの入居の申し込みはできません。
- 新中岩田団地 / 古町川尻団地
・ 駐車場がありませんので、車を所有している方は民間駐車場を借りることを条件とします。

※いずれの住宅も、家賃は収入により異なります。

▼入居予定時期 12月上旬頃

▼入居資格

次の(1)～(7)すべて満たす事が条件です。

- (1)現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- (2)地方税および上下水道使用料などを滞納していないこと。
- (3)過去において公営住宅に入居していた方およびその配偶者が入居する場合は、過去の家賃を滞納していないこと。
- (4)世帯の収入が、公営住宅法により定められた収入額以下であること。(原則月収 158,000円以下)
- (5)入居しようとする者が暴力団員など反社会的勢力に該当しないこと。
- (6)単身入居(中岩田南団地を除く)の場合は、次のいずれかに該当すること。
 - ①年齢が60歳以上であること。
 - ②身体障害者手帳(1～4級)所持者
 - ③精神障害者手帳(1～2級)所持者
 - ④知的障がい者(精神障がいに相当する程度)
 - ⑤戦傷病者手帳(特別項症～第一款症)所持者
 - ⑥原子爆弾被爆者(厚生労働大臣の認定を受けた方)
 - ⑦生活保護法に基づく被保護者等
- (7)その他
 - ①団地内のルールを守り、お互いに協力して円滑な共同生活ができる方
 - ②家賃の支払など契約条項を遵守できる方

▼申し込み方法【申し込みに必要な書類】

- 町営住宅入居申込書(建設課都市土木班にあります)
- 住民票謄本(市町村の戸籍窓口で交付)
* 入居者全員の本籍・続柄・世帯主が記載されているもの
* 別居扶養親族がいる場合はその方の住民票謄本
- 所得を証明できる書類(所得証明書など)
* 18歳以上の入居者全員分(所得のない方も必要)
* 所得のない高校生・大学生は学生証の写しでも可
* 18歳未満の方でも収入のある方は所得証明書
- 納税証明書(市町村の税務窓口で交付)
* 他市町村に住所がある方は、当該年度および過去2か年分の納税証明書
- 婚約証明書(婚約中の方が申し込む場合)
- 現在お住まいのアパートの賃貸借契約書写し
- 入居の際は緊急連絡人が1名必要です。

▼受付期間

10月26日(月)～11月9日(月)
平日午前8時30分～午後5時15分まで

道路管理へのご協力をお願いします

町内の道路は、整備されてから年数が経ち老朽化が目立ってきています。町では道路パトロールを実施していますが、目が行き届かないところも生じます。毎日の通勤、通学に必要な大切な道路を使いやすく安全なものとするため、道路管理へのご協力をお願いします。



①道路や歩道への樹木の張り出し、倒木などにご注意ください。

道路や隣接地へ樹木が倒れるなどして、家屋や車両が破損する事故が発生しています。町で対応するのは、台風や大雨などによる倒木で通行に支障がある緊急時のみとなります。普段から、倒木の恐れがあるものや道路へ張り出した枝については、所有者が責任を持って適正な管理を行うようお願いいたします。

万が一倒木などにより他者に損害を与えた場合は、所有者が損害賠償責任を問われることになります。日常管理はもとより、大雨や強風により危険が予想されるときは十分に注意してください。

お願い

- 道路上に樹木や枝が張り出している場合には、樹木の伐採または枝払いを行うこと。
- 傾いている木など倒木のおそれのある場合は、樹木の伐採を行うこと。
- 病害虫による松枯れ、ナラ枯れなどは、倒木の危険があるので防除伐採などの措置を行うこと。
- 強風、大雨、大雪の際は、危険がないか特に注意を払うこと。

②道路上の異常（穴が開いている・水が出ているなど）を見つけた時。

道路の異常は、通行する車両、歩行者に対して重大な事故の原因となり大変危険です。

下記のような異常や破損箇所を発見した場合は、下記までご連絡ください。

- 道路の穴、陥没、路肩が崩落している
- 道路側溝、ガードレールなどの破損
- 道路や歩道への倒木
- 大雨などにより水が溢れて道路が通れない場合

③道路や歩道に敷鉄板などを置く場合は許可が必要です。

工事などで道路や歩道に敷鉄板などを置く場合には許可が必要です。下記までご連絡ください。

農地パトロールを実施しました ～農業委員会～

遊休農地対策と違反転用防止のために、8月25日に農業委員と農地利用最適化推進委員で農地パトロールを実施しました。

近年、農業人口の減少や生産者の高齢化によって耕作されない田畑が増えており、特にほ場条件の悪いところに荒れた農地が目立っています。

農地中間管理事業等を活用し遊休農地を発生させないよう関係機関が連携し、早めの対策をしていきます。

農地のことで困っていることや相談したいことがある場合は、地域の「農業委員」「農地利用最適化推進委員」または農業委員会事務局に気軽にお声かけください。



＜農地転用には農地法の許可が必要です！＞

農地に家や作業所を建てる場合は必ず転用の許可が必要です。

違反した場合は罰則がありますので、まず最初に農業委員会事務局へ問い合わせください。

＜農地相談会をご活用ください！＞

令和3年1月に農地相談会を実施しますので農地に関することはなんでもご相談ください。
(日程は回覧文書でお知らせします。)



人・農地プラン 実質化へ

町では、将来の集落農業についての話し合い活動を活発化させ、住民の思いが込められた実質化された人・農地プランの作成に取り組んでいます。

現在、28地区で、町・農業委員・農地利用最適化推進委員などの関係者の参加の中で、アンケート調査結果や地図を活用し、今後の集落農業の在り方や農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に向けた話し合いを進めております（9月17日現在、15地区で再説明会を実施）。